

四日市市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第44号

四日市市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

四日市市消防本部の組織に関する規則（昭和59年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第8条関係）		
	組織	事務分掌
総務課	総務係	(1)から(17)まで（略） <u>(18)</u> 消防広報の統括管理に関すること。 <u>(19)</u> （略） <u>(20)</u> （略）
	（略）	
消防救急課	（略）	
	防災教育センター	(1)から(4)まで（略） <u>(5)</u> （略）
	（略）	

改正前		
別表（第8条関係）		
	組織	事務分掌
総務課	総務係	(1)から(17)まで（略）
		<u>(18)</u> （略）
		<u>(19)</u> （略）

	(略)	
消 防 救 急 課	(略)	
	防災教育センター	(1)から(4)まで (略) <u>(5)</u> <u>公印に関すること。</u> <u>(6)</u> (略)
	(略)	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)